

裁 決 書

[Redacted]

審査請求人 [Redacted]

- 上記代理人 倉持 恵
- 同 渡邊 純
- 同 米村 俊彦
- 同 西山 健司
- 同 山崎 夏彦
- 同 加畑 貴義
- 同 頼金 大輔
- 同 竹下 義樹
- 同 尾藤 廣喜
- 同 猪股 正
- 同 小久保 哲郎
- 同 大井 琢
- 同 森 弘典
- 同 渡辺 和子

福島県南相馬市原町区本町2丁目27
処 分 庁 南相馬市福祉事務所長

上記審査請求人から、平成23年7月28日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護停止決定処分及び生活保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、審査請求人に対し、平成23年5月27日付けで行った保護停止決定処分、同年8月1日付けで行った家賃を除く保護変更決定処分、同日付けで行ったその他収入(見舞金)の認定による保護変更決定処分及び同日付けで行ったその他収入を除く保護変更決定処分を取消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人(以下「請求人」という。)は、処分庁が請求人に対して行った生活保護法(昭和25年法律第144号、以下「法」という。)に基づく平成23年5月27日付生活保護停止決定処分(以下「本件停止処分」という。)、同年8月1日付家

[REDACTED]

第2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件請求の棄却を求め、その理由とするところは次のとおりである。

- 1 震災に伴い請求人が受領した義援金等から、自立更生計画の内容について説明のうえ提出された自立更生計画書に基づいて、これら費用を控除した後の収入認定に基づき決定したものであることから、処分内容及び処分に伴う手続きが違法であることを

請求人から提出された審査請求書、反論書、再反論書並びに口頭意見陳述、処分庁から提出された弁明書、再弁明書並びに本件処分に関する書類から、次の事実が認められる。

- (1) [redacted]、請求人へ、[redacted]月分生活保護費 95,540円が振込まれたこと。
 - (2) 同年5月27日付けで、処分庁が本件停止処分を行ったこと。
 - (3) [redacted]、請求人へ、義援金等40万円が振込まれたこと。
 - (4) [redacted]月分生活保護費の定例支給日である、[redacted]及び[redacted]月分生活保護費の定例支給日である[redacted]には、請求人へ保護費の振込はなかったこと。
 - (5) [redacted]付けで、処分庁が自立更生計画書を受領したこと。
 - (6) [redacted]、処分庁は、請求人宅を訪問したこと。
- [redacted]
- [redacted]
- (7) 同年8月1日付けで、処分庁は[redacted]付け保護変更処分、本件[redacted]月変更処分、本件[redacted]月変更処分及び本件[redacted]月変更処分を行ったこと。
 - (8) [redacted]、請求人へ、[redacted]月分生活保護費122,790円が振込まれたこと。

2 判断

保護の実施にあたり、法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、これは、生活保護制度における基本的な原則の一つである保護の補足性について定めた規定であって、生活保護制度が自己責任の原則に対して補足的役割を担っていることを定めたものである。

さらに、法第5条に「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならない」と規定されるところである。

そして、法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活実態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、すみやかに、職権をもってその決定を行」と規定し、また、法第26条は、「被保護者が保護を要しなくなったときは、速やかに、保護の停止または廃止を決定し」なければならないと規定しており、ここでいう「保護を要しなくなった時」とは、被保護者がそれまで満たしていた法第4条に規定する保護の要件を満たさなくなり、保護を継続すべき状態ではなくなった場合をいうものである。

ただし、法第56条は、「被保護者は、正当な理由が無ければ、すでに決定された保護を、不利益に変更されることがない」と規定しており、これは、生活保護制度が、憲法第25条の理念に基づいた最低限度の生活保障のための最後の手段という性格を有する以上、いったん開始された保護を変更、停止、廃止する決定は、被保護者の生活実態を把握したうえで、客観的な基準により、慎重になされるべきであると解されるところである。

これを本件においてみると、

(1) まず、本件停止処分の適否について判断する。

請求人は、認定事実の(3)に記載のとおり、[redacted]に義援金等40万円を受領したことが確認できるが、処分庁は、認定事実(2)のとおり、同年5月27日付で本件停止処分を行ったことが認められ、処分庁は、請求人が義援金等を受領する前に、本件停止処分を行ったことが認められる。

この点につき、処分庁は再弁明書において、「見舞金40万円が支払われることは、[redacted]以前にすでに確認していた」とし、本件停止処分の正当性を主張している。

確かに、法第25条第2項は、実施機関において保護の変更等の必要性を認めるときには、職権による保護の変更ができる旨、規定をしているところである。

しかしながら、同じく処分庁の弁明書によれば、「義援金等収入に伴う収入認定については、自立更生計画に基づき、それぞれの受給者の被災の状況により、自立更生に要する費用等を積み上げることにより対応した」と主張しており、この主張に正当性があるのであれば、処分庁が本件停止処分を行う際には、提出された自立更生計画書に基づき、自立更生に要する費用の検討を踏まえたうえで処分がなされていないことにならないことになる。

ここで、局長通知第8-3-(3)-オによれば、義援金等の収入認定にあたり「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定することとしている。

よって、処分庁が、義援金等の受領に伴い本件停止処分を行うにあたっては、仮に職権による処分を行う場合であっても、義援金等の収入認定額を決定するに当たり、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の控除を検討したうえで決定しなければならなかったところ、本件停止処分がなされた同年5月27日以前の処分庁のケース記録及びその他関係書類等を確認しても、請求人に対して自立更生計画に係る確認等を行った形跡は一切認められない。

なお、自立更生計画について初めて記録として現われるのは、[redacted]付けケース記録の[redacted]の箇所であり、[redacted]

[redacted]、本件停止処分を行った時点では、自立更生に要する経費等について検討がされなかったものと判断せざるを得ないものである。

したがって、本件停止処分は、法第56条に定める不利益変更の禁止に反していると認められることから、その余の点について判断するまでもなく、法の解釈及び適用を誤った違法なものであるとして、取消しを免れない。

(2) 次に、本件変更処分等について判断する。

処分庁は、本件停止処分ののち、認定事実(5)及び(6)に基づき、請求人から自立更生計画書を受領し、この自立更生計画に基づき、認定事実(7)に記載のあるとおり、同年8月1日付で[redacted]付け保護変更処分、本件[redacted]月変更処分、本件[redacted]月変更処分及び本件[redacted]月変更処分を行ったことが確認できる。

なお、当庁が調査したところ、請求人が取消を求めている、同日付本件[redacted]月変更処分については、処分の事実は存在しなかった。

(3) まず、本件[redacted]月変更処分について判断すると、本件[redacted]月変更処分は [redacted]

●」でその他収入（義援金等）を認定した処分であるが、「 」においては、本件停止処分も同時に存在をしている。

保護の決定において、同日付けで「停止処分」と「変更処分」が存在することは、明らかに矛盾するものであり、本来、「変更処分」を行うにあつては、「停止処分」を誤りとして取消するか、または、保護の再開を決定する変更処分を行い、「停止処分」を解除したうえで「変更処分」をなすべきものである。

当庁が確認した結果、本件停止処分について処分庁において取消等をした事実は確認できないことから、現に本件停止処分は存在しているのであり、本件●月変更処分は、本件停止処分を取消等しない限り行うことのできない処分であるものと判断されることから、瑕疵ある処分として、取消を免れない。

(4) 次に、本件●月変更処分について判断する。

判断(3)のとおり、本件●月変更処分が瑕疵ある処分であることは既に述べたとおりだが、本件●月変更処分は、瑕疵ある本件●月変更処分「その他収入（見舞金）の認定による」処分を踏まえたうえで「その他収入を除く」処分を行ったものであり、瑕疵ある本件●月変更処分を踏まえてなされた本件●月変更処分もまた、瑕疵あるものとして、取消を免れない。

(5) 次に、本件●月変更処分について判断する。

本件●月変更処分の処分理由は、保護変更決定通知書によると、「家賃を除く」との理由であることが確認できる。

ここで、その前月である●月分の保護決定調書による認定状況を確認すると、既に●月の時点から家賃の認定はなされておらず、何故●月に家賃を除かねばならないのか、その理由は処分庁のケース記録票等を確認しても一切記載等が無いことから不明であり、この処分は明らかに誤っているものと判断される。

したがって、本件●月変更処分は、瑕疵あるものとして、取消を免れない。

以上より、本件処分に係る請求人の主張には理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項により主文のとおり裁決する。

平成23年12月21日

福島県知事 佐藤 雄平



